

国営常陸海浜公園基本計画

平成24年1月

国土交通省関東地方整備局

●公園計画の前提	2
1. 公園の理念と方針	3
2. ゾーニング	4
3. 動線計画	5
4. 施設計画	6
5. 植物管理計画	6
6. 運営管理計画	7
●基本計画図	8

●公園計画の前提

(1) 公園整備の経緯

- 昭和 48 年 水戸対地射爆撃場跡が日本政府に返還される
- 昭和 55 年 国営常陸海浜公園調査事務所が発足
- 昭和 56 年 「水戸対地射爆撃場返還国有地処置大綱」（国有財産中央審議会答申）により国営公園用地として 350ha の処理が決定される
- 昭和 58 年 「国営常陸海浜公園基本計画」の決定
都市計画決定（水戸勝田都市計画公園の変更・茨城県告示第 645 号）
- 昭和 59 年 都市公園を設置すべき区域として 350ha の決定（建設省告示第 1203 号）
起工式
- 平成 3 年 第一期開園（70ha）
- 平成 13 年 「国営常陸海浜公園基本計画」の見直し
- 平成 23 年 3 月現在 開園面積 160.4ha

(2) 公園の規模

350.0ha

(3) 公園の位置



1. 公園の理念と方針

(1) 基本テーマ

「海と空と緑が友達 爽やか健康体験」

(2) 基本理念

- ① 首都圏における増大かつ多様化するレクリエーション需要に応えるものとする。
- ② 広大な自然環境の中に体験と活動の場を提供し、国民の資質の向上に資するものとする。
- ③ 地方の文化を生かし、その振興に寄与できるものとする。

(3) 基本方針

- ① 園内の自然や四季折々の花が楽しめるとともに、国民各層が利用・活動できる公園とする。
- ② 園内に残された広大な樹林地、沢田湧水地、砂丘環境を環境学習や体験の場として保全・利用する公園とする。
- ③ 一日を快適に、且つ安全に楽しめる公園とする。
- ④ ひたちの歴史・風土・文化に親しめる公園とする。
- ⑤ 地域における観光・レクリエーションの中核として地域活性化に寄与する公園とする。

2. ゾーニング

5つの基本方針を立地条件等と調和しつつ実現するため、土地利用の包括的な方針として計画地を3つのゾーンに区分する。

ゾーン区分	ゾーンの考え方
樹林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を保全する樹林地面積の維持と環境管理区分の設定による効率的な管理を行う ・植生保護区域を設けてオオウメガサソウ群落の効果的な保全を図る ・沢田湧水及び一帯の生態系の保全を図る ・自然環境を活かした体験プログラムを提供する
中央ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・子供から高齢者まで安全・快適に楽しめる良質で多様なレクリエーションを提供する ・公園の環境条件を活かした花修景を行う ・大規模イベントによる広域利用促進、地域連携イベントによる地域の情報発信を行う ・郷土文化の継承・発信の拠点とする
砂丘・海浜ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な砂丘地形とそこに生育・生息する動植物を郷土学習・環境学習の場として活用する ・海浜部は地域と連携した保全と利用について、地域と今後のあり方の調整を進めていく



3. 動線計画

(1) 公園入口

西口、南口、中央口、海浜口とする。

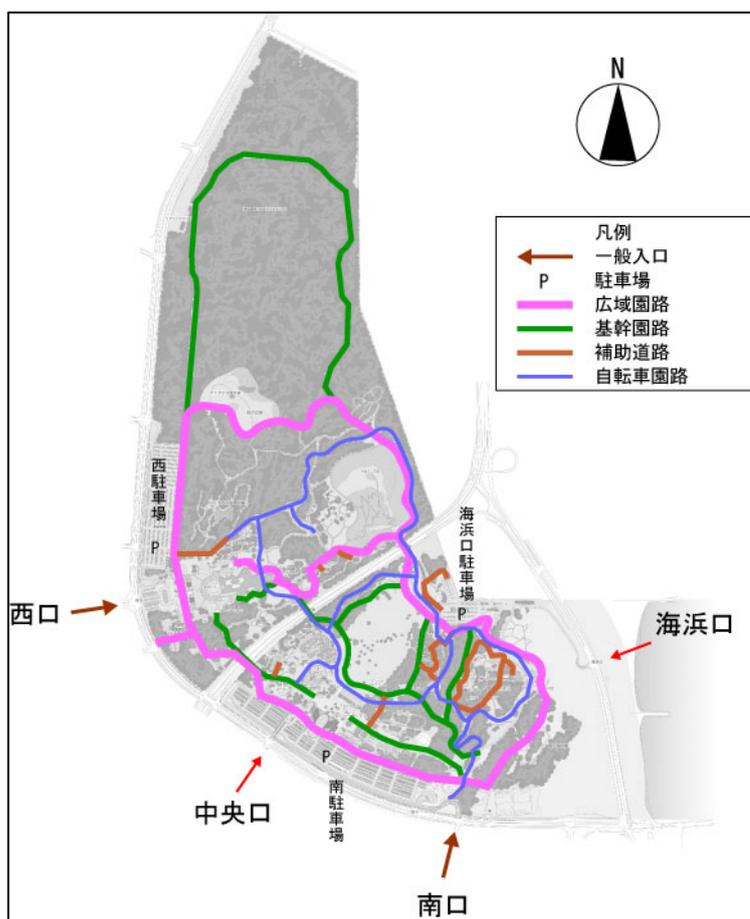
(2) 駐車場

西駐車場、南駐車場、海浜口駐車場を設け、公園の導入部と捉えた整備を図る。

(3) 動線計画

園内交通は、徒歩、自転車、園内バスによるものとする。

園内の種類	構造要件	内容
広域園路	有効幅員 7m以上	各ゲートならびに各ゾーン間を連絡する広域にわたる幹線園路で、園路ネットワークの骨格を形成し、園路輸送機関(園内バス)の運行ルートにも供用される。
基幹園路	有効幅員 5m以上	ゾーン内における幹線園路で、広場園路を補完して隣接ゾーンや主要施設への連絡を行う。
補助園路	有効幅員 2~5m	基幹園路から分岐し、基幹園路でカバーしきれない区域および各施設へ接続し、園内の歩行動線に対応する。
自転車園路	有効幅員 3+3m	サイクリングのための専用園路で、原則として往復の専用車線を設ける。また、主要箇所には分岐のためのロータリー、駐輪場を併設する。



4. 施設計画

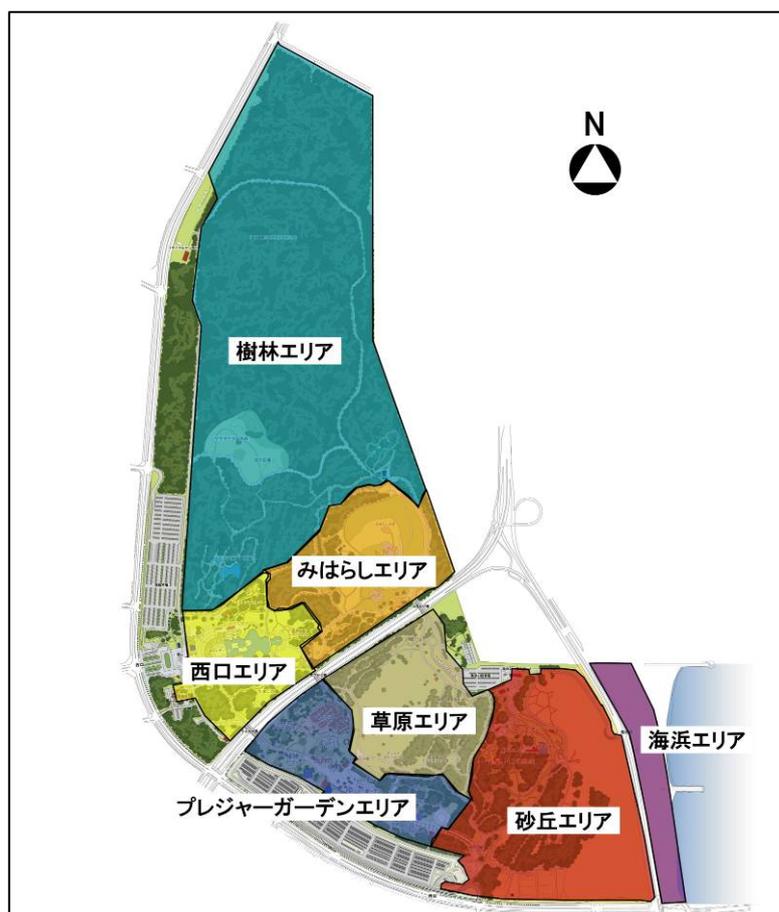
(1) 施設配置計画

下記のと通りの施設を設置する。

ゾーン	エリア	施設
樹林ゾーン	樹林エリア	自然の森、ネイチャーセンター、観察園路、リサイクル施設 等
中央ゾーン	みはらしエリア	みはらしの丘、古民家、休憩施設、林間遊び場 等
	西口エリア	噴水池、ステージ、スイセンガーデン、情報提供施設、レストラン、休憩施設、 等
	プレジャーガーデンエリア	プレジャーガーデン、ローズガーデン、フラワーガーデン、レストラン、センターハウス、休憩施設 等
	草原エリア	大草原、アスレチック広場、バーベキュー広場 等
砂丘・海浜ゾーン	砂丘エリア	陶芸棟、体験棟、砂丘ガーデン、砂丘植物観察園、砂丘見晴らし広場、多目的広場、圃場 等
	海浜エリア	海浜散策路等

(2) 施設整備水準

収容力を同時約48,000人とする。



5. 植物管理計画

(1) 公園全般

- ・公園全体に緑陰・修景等の機能を持つ、憩いのある植栽地の充実を図る。
- ・既存樹林や自生植物を活かしながら、公園の魅力を高める草本や花木などの園芸種を適切に配置し、特色ある花修景を行う。

(2) 樹林ゾーン

- ・園内のクロマツ林は、海からの強風や飛砂を防ぐため人々が植栽し、守り育ててきた歴史的資産である。特に、樹林ゾーン海岸側に分布するクロマツ林については、これらの背景をふまえて、防砂・防風の観点から保全・継承していく。
- ・既存のクロマツ林、アカマツ林、落葉広葉樹林は、計画的にその保全を図る。オオウメガサソウ等の貴重な動植物については、生育環境を含め計画的に保全する。
- ・沢田湧水地の保全を図り、後背の樹林地等については、水源涵養に配慮し樹林保護を行う。

(3) 中央ゾーン

- ・マツ林の林床では、スイセン等を中心に花修景を行う。また、みはらしの丘や中央フラワーガーデン等では、広大なスケールを活かした大規模花修景を行う。
- ・大草原では、スポーツ・各種イベントに対応できる芝生管理を行う。

(4) 砂丘・海浜ゾーン

- ・砂丘の後背地に生育するクロマツ林については、高木化等を図り、松原の復元を図る。
- ・海から台地に連続する砂丘と自然植生の高い砂丘植生は、人為的な改変をしない。
- ・砂丘・海浜植物は、砂丘の草地下により生育地が減少していることから、有用植物については、圃場等を利用し、種の保全に寄与する。

6. 運営管理計画

(1) 3つのゾーン特性を活かした質の高いレクリエーションの提供

樹林ゾーン(防砂・防風林、沢田湧水地)、草原ゾーン(開放的な空間)、砂丘・海浜ゾーンの3つの特色ある自然環境を活かし、子供から高齢者まで誰もが安全・快適に自然に親しみながら楽しめる、多様で公園の特性にあった質の高いレクリエーションの場を提供する。

(2) 貴重な自然環境・生態系の保全・活用と生物多様性への寄与

マツ林とオオウメガサソウ群落、沢田湧水地とオゼイトトンボ、砂丘・海浜と砂丘・海浜性植物等の貴重な自然環境・生態系については、それらを成り立たせる周辺環境も考慮しながら計画的な保全を図る。

また、これらの自然環境を活かして、環境学習等の機会を提供する。

(3) 花の名所としての情報発信と広域誘客促進

マツ林下の球根植物等による大規模花修景に加え、自生植物などを活かした花の風景づくりと情報発信を進め、関東広域圏から幅広く集客を図ると共に、緑化啓発活動の先進的モデルとして地域の花まちづくり活動を支援していく。

(4) 地域連携の促進による地域経済・観光の発展への貢献

周辺地域観光の中核施設として、周辺地域との連携と役割分担を図ると共に、広域交通ネットワークを有効に活用し、広域圏利用を促進することで、周辺地域全体の経済・観光の発展に資する取り組みを行う。

(5) 多様な文化活動の拠点としての活用

世代間交流を図りながら、地域の歴史・風土・文化の継承・啓発を促進していく。また、新たな文化の創造の場として園芸、音楽、陶芸などの文化活動の拠点とする。

(6) 市民による公園づくり

市民とともに考え、市民とともに作り、市民が参加し活躍できる公園づくりを進める。



- : 公園区域
- 白字 : ゾーン名
- 黒字 : 施設名

国営常陸海浜公園全体基本計画図

